

嵐山カントリークラブ  
ローカルルール

1. アウトオブバウンズ

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線及び白線のコース側の縁によって定められる。また、4番ホールと5番ホール、6番ホールと7番ホールの間にある道路を越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア

ペナルティーエリアのための特設ティーイングエリア

11番ホールのレッドペナルティーエリアに球があるか、あることが分かっているか事実上確実な場合、規則 17.1 に基づく処置に加えて、追加の選択肢として1罰打付加することにより特設ティーイングエリアよりプレーすることができる。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）

(a) 修理地

- ① 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- ② パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。
- ③ 張芝の継ぎ目（ローカルルールひな形 F-7 を適用する）

(b) 動かさない障害物

- ① 排水溝。
- ② 人工の表面を持つ道路に隣接する排水溝はその道路の一部として扱う。
- ③ 複数の動かさない障害物が接近している場合、それはひとつの動かさない障害物として扱われる。
- ④ 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- ⑤ 道路に隣接するわだちはその道路の一部とみなす。

(c) プレー禁止区域

- ① 電磁誘導用カート用の2本のレール（白線で繋がれている区域を含む）は全幅をもってプレー禁止の区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスのみの障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
- ② 13番ホール右側にある祠周辺の、白線及び青に白の線の杭によって定められている区域はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づきそのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

4. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やバイリング（枕木等の構築物）

2025年10月17日  
全日本企業対抗ゴルフトーナメント  
競技委員会

使用予定グリーン：A グリーン

HOLE	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
PAR	4	3	4	4	4	5	4	3	5	36
REGULAR (青)	371	142	362	413	372	482	352	175	489	3,158
FRONT (白)	371	123	352	395	352	460	327	158	469	3,007
LADIES (金)	362	123	321	329	352	460	327	158	469	2,901

  

HOLE	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
PAR	4	3	4	4	5	4	3	4	5	36	72
REGULAR (青)	354	137	401	422	518	398	161	391	570	3,352	6,510
FRONT (白)	334	115	383	408	509	376	156	375	539	3,195	6,202
LADIES (金)	334	109	383	387	444	330	156	356	515	3,014	5,915

ヤーデージ (予定)

男性：REGULAR (青)      男性シニア：FRONT(白)      女性：LADIES (金)

※上記の数値及び使用グリーンは予定であり、当日のコース状況により変更する場合があります。